

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第十四号

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県手数料条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に改め、同条第二号の表アの項中「一万三千百円」を「一万三千三百円」に改め、同表イの項中「一万四千九百円」を「一万五千百円」に改め、同表ウの項中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。